

## 川崎市告示第160号

### 指定特定相談支援事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の2第5第4項の規定により、指定特定相談支援事業の廃止の届出がありましたので、同法第51条の30の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和8年3月30日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止の年月日	事業所番号
株式会社アストラル	相談支援あおぞら	神奈川県川崎市宮前区野川本町二丁目7番15号グリーンコーポ103号室	計画相談支援	令和7年4月30日	1435500689
社会福祉法人らぽおるの樹	相談支援みち	神奈川県川崎市多摩区南生田6丁目8番2号201号	計画相談支援	令和7年5月31日	1435400823